

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和 8 年度簡易遠隔操縦装置（ロボ Q S）の運用高度化の検討業務
業 務 概 要	業務計画 1 式、現場条件・現場機種の調査・分析 1 式、干渉回避設計の検討 1 式、映像・通信技術の検討 1 式、映像・通信に係る実証実験の計画立案 1 式、映像・通信に係る実証実験 1 式、実験結果のとりまとめ 1 式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 九州技術事務所長 新保 二郎 福岡県久留米市高野 1 丁目 3 － 1
契 約 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 7 日
契 約 業 者 名	（株）建設技術研究所
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市中央区大名 2 － 4 － 1 2
契 約 金 額	3 4 , 9 4 7 , 0 0 0 円（税込み）
予 定 価 格	3 4 , 9 4 7 , 0 0 0 円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	九州技術事務所
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 （自）	令和 8 年 7 月 2 8 日
履 行 期 間 （至）	令和 9 年 3 月 1 9 日
備 考	

契約理由書

1. 業務件名 令和8年度簡易遠隔操縦装置（ロボQS）の運用高度化の検討業務
2. 履行場所 九州技術事務所
3. 契約の相手方 住 所：福岡市中央区大名2－4－12
会社名：株式会社建設技術研究所 九州支社
電 話：092－714－2211
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、開発後9年が経過した簡易遠隔操縦装置（ロボQS）の操作時の安全性確保および操作性の向上・高度化を目的として、通信手段の追加、作業距離の延長、映像（カメラ）運用の改善、ならびに安全装置の高度化等、運用高度化につながる技術の開発を行うものである。

2) 業務の内容

災害復旧現場等で使用されている主要なバックホウについて調査を行い、簡易遠隔操縦装置（ロボQS）の搭載可否の確認及び搭載不可の場合の接触・干渉の要因を整理し、その接触・干渉を回避するための検討を行う。併せて、より長距離での遠隔操作を可能とするための通信技術・映像技術の検討と、実際に機材を調達しての実証実験を行い、その結果のとりまとめを行うものである。

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が20者以上あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を17者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び評価テーマ「簡易遠隔操縦装置（ロボ QS）における現状の課題を踏まえた運用高度化の検討を行う際の留意点」に係る技術力を備えていると判断される。

特に「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「業務理解度」における目的、条件、内容が的確に記載されていること、「実施手順」における実施フローの工夫が記載されていること、及び評価テーマの「簡易遠隔操縦装置（ロボ QS）における現状の課題を踏まえた運用高度化の検討を行う際の留意点」に対する技術提案について、与条件との整合性が高く、着眼点、問題点、解決方法等が理論的に整理され、優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

（契約理由書作成者）

九州技術事務所 技術活用・人材育成課長